# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名		
7	和歌山県串本町	介護保険関係事務	基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

串本町は、介護保険関係事務に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

和歌山県串本町長

#### 公表日

令和6年5月24日

[平成31年1月 様式2]

#### I 関連情報

連絡先

_ Ⅰ 関連情報	
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	介護保険関係事務
②事務の概要	介護保険法に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課及び減免、要介護認定及び保険給付を行う事務である。番号法においては、別表第一第68項の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。 1. 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)による被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 2. 法による被保険者証又は認定証に関する事務(前項及び次項に掲げるものを除く。) 3. 法第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付又は同条第3号の市町村特別給付の支給に関する事務 4. 法第27条第1項の要介護認定、同法第28条第2項の要介護更新認定又は同法第29条第1項の要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 5. 法第32条第1項の要支援認定、同法第33条第2項の要支援更新認定又は同法第33条の2第1項の要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 6. 法第37条第2項の介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に係る事実についての審査又はその申請に係る事実についての審査又はその申請に係る事実についての審査又はその申請に係る事実についての審査又はその申請に係る事実についての審査又はその申請に係る事務 7. 法第50条の居宅介護サービス費等の額の特例又は同法第60条の介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事とに関する事務 8. 法第66条の保険料構納者に係る支払方法の変更に関する事務 10. 法第69条の保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 11. 法第129条第1項の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する事務 12. 法第115条の45の地域支援事業に関する事務 12. 法第115条の45の地域支援事業に関する事務 12. 法第115条の45の地域支援事業に関する事務 13. 法第15条の45の地域支援事業に関する事務 14. 法第129条第1項の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する事務 15. 法第67条又は第68条の保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険料の賦課に関する事務 16. 法第67条又は第68条の保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険料の財課に関する事務 17. 法第69条の保険料を関東では第2年表別を第2年の保険料の財課に関する事務 18. 法第67条の財政を関する事務 19. 法第67条の財政を関する事務 11. 法第129条第1項の保険料の関する事務 11. 法第129条第1項の保険料の関する事務 12. 法第15条の財政の財政・第2項の保険料の財課に関する事務 13. 法第67条の財政・財政・財政・財政・財政・財政・財政・財政・財政・財政・財政・財政・財政・財
③システムの名称	1. 介護保険システム 2. 中間サーバー 3. 統合宛名システム 4. サービス検索・電子申請機能 5. 申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル	
介護保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第68項
4. 情報提供ネットワーク	
①実施の有無	〈選択肢〉 [ 実施する ] 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 情報照会 番号法別表第二 第93項、第94項 情報提供 番号法別表第二 第1項、第2項、第3項、第4項、第6項、第26項、第30項、第33項、第39項、 第42項、第56の2項、第58項、第61項、第62項、第80項、第87項、第90項、第94項、第95項、第117項
5. 評価実施機関における	5担当部署
①部署	和歌山県串本町福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示	・訂正・利用停止請求
請求先	和歌山県串本町(福祉課) 和歌山県東牟婁郡串本町サンゴ台690番地5 0735-62-0562
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ
<b>注</b>	

和歌山県串本町(福祉課) 和歌山県東牟婁郡串本町サンゴ台690番地5 0735-62-0562

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			13年7月31日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	13年7月31日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

## Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
<選択肢>								
されている。	心(成)天川〜	ういては、それぞれ里	从块口面	「叫音人は主体	は日計画者において、クス	ノ対象の計幅が記載		
2. 特定個人情報の入手(竹	青報提供	ŧネットワークシステ.	ムを通じ	た入手を除く	.)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	特に力を入れている	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない								
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワーク	システム	を通じた提供る		]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	≤の接続		[ ]接線	売しない(入手) [	]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	特に力を入れている	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・消去								
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 監査								
実施の有無	[ 0 ]	自己点検	[ ]	内部監査	[ ] 外部監	查		
9. 従業者に対する教育・啓	<b>外</b>							
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	ている		

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年5月31日	5. 評価実施機関における担 当部署②所属長	福祉課長 山本 智	福祉課長 吉村 眞也	事後	人事異動
平成30年5月31日	Ⅱ 1対象人数	平成27年4月30日時点	平成30年5月1日時点	事後	上記追記に伴う変更
平成30年5月31日	Ⅱ2取扱者数	平成27年4月30日時点	平成30年5月1日時点	事後	上記追記に伴う変更
令和1年6月26日	5. 評価実施機関における担 当部署②所属長	福祉課長 吉村 眞也	福祉課長	事後	新様式による課長名削除
令和1年6月26日	Ⅳリスク分析	_	新規追加	事後	新様式によるリスク対策の追  加
令和3年8月13日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	番号法改正による号ズレ
令和3年8月13日	7.特定個人情報の開示・訂正・ 利用停止請求 8.特定個人情報ファイルの取扱 いに関する問合せ	串本1800	サンゴ台690番地5	事後	庁舎移転による住所変更
令和3年8月13日	Ⅱしきい値判断項目 いつ時 点の計数か	令和1年5月31日 時点	令和3年7月31日 時点		
令和6年5月24日	I -1-②事務の概要	が護休岐法に奉りさ、被保険者の負給官理、保 険料の賦課及び減免、要介護認定及び保険給 付を行う事務である。番号法においては、別表 第一第68項の規定により、以下の事務におい て個人番号を用いることになる。 (中略) なお、これらの事務に関して、番号法別表第二	介護保険法に基づき、被保険者の資格管理、保 険料の賦課及び減免、要介護認定及び保険給 付を行う事務である。番号法においては、別表 第一第68項の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。 (中略) なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。 申請、届出等は、窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領を行う。サービス検索・電子申請機能により申請された電子申請データは、申請管理システムにより基幹系システムに取り込む。	事後	
令和6年5月24日	I -1-③システムの名称	1. 介護保険システム 2. 中間サーバー 3. 統合宛名システム	1. 介護保険システム 2. 中間サーバー 3. 統合宛名システム 4. サービス検索・電子申請機能 5. 申請管理システム	事後	